

(様式1-1)

和歌山県立医科大学職場復帰支援の流れ(本人用、病休時)

療養開始時から職場復帰後に病状が安定するまで、所属長及び健康管理センターが、状況に応じてサポートしますので、主治医の指示に従って、療養に専念してください。

相談したいこと等が生じた場合は、遠慮なく健康管理センター(直通:073-441-0798)までご相談ください。

療養開始時から職場復帰後に病状が安定するまでの対応については、次のとおりです。

1 療養開始時

本様式により、所属長が、「職場復帰支援の流れ」について説明します。

2 療養中

- (1) 療養中は、原則として1か月毎に「療養状況報告書(様式2)」を所属長経由で産業医に提出してください。
- (2) 病気休暇は、治療に専念するために設けられていますので、期間中は、主治医の指示に従い、療養に専念してください。
- (3) 健康管理センタースタッフが、定期的に連絡を取り、状況を確認します。

3 職場復帰の準備、申出

次の「職場復帰相談開始の目安」を参考に、主治医と職場復帰の見通しについて、相談してください。

職場復帰相談開始の目安

- 職場復帰の意思がある。
- 病状が安定している。
(主治医が症状の安定を認める、少なくとも2週間以上つらい症状がない又は症状をコントロールできる。)
- 基本的な生活リズムが回復している。(規則正しい十分な睡眠・食事)
- 体調が整い、通常の勤務に耐えられる。
- 復帰を想定した服薬パターンが出来ている。

主治医との相談の結果、職場復帰が可能と診断された場合は、「[復帰希望用]療養状況報告書(様式4)」を所属長経由で産業医に提出するとともに、総務課人事班に「出勤届」をご提出ください。

4 職場復帰

職場復帰後は、職場に慣れるまでしばらくかかるものですので、徐々に慣れるようにしてください。

職場復帰後も、体調や勤務状況等について、定期的に所属長と相談し、必要に応じて、主治医等に相談してください。

※ 病気休暇の上限期間(180日間)を超えて休職に入ることが見込まれる場合は、更に、様式1-2により、「職場復帰支援の流れ」について、別途、説明します。